

司法修習生に対する給費制復活を要求する決議

【決議の趣旨】

裁判所法改正により、司法修習生に対する給費制を復活するよう要求する。

【決議の理由】

1 司法修習生に対する貸与制の施行とその弊害

2011年11月、貸与制が施行され、同月採用の新65期司法修習生は、貸与制の下で修習を開始した。

新65期の修習生からは、「修習終了時には1000万円借金を抱えることになる。返せるのか」「経済的に本当に困っている者ほど有利子の機関保証を受けなければならないのは不合理ではないか」「両親を亡くし保証人がつけられなかったため、貸与金を受けられていない。食費も削らざるを得ず、修習中に倒れたこともあった」「妻子がいるが、家族の年金や健康保険も貸与金から支払っている」「貸与制のため『就労』とみなされず、認可保育園に預ける優先順位が学生と同レベルになった。無認可保育園の高い保育料が家計を圧迫している」など、多岐にわたる切実な実態が訴えられている。

また、「将来、原発問題や薬害事件などに携わりたいが、借金を返せるかどうかはまず大事で、公益活動はしばらく難しそうだ」などの声や、「将来に不安を感じて、合格しても修習を受けず、民間企業に就職したり公務員になったりした友人もいる」など法律家を進路の選択肢から外す傾向も現実には生じてきている(当事者の声は、いずれもビギナーズ・ネット調べ)

2 給費制をめぐるこの間の運動と情勢

司法修習生に対する給費制は、2004年の司法制度改革のなかで決定され、2006年からの実施が予定されていた。しかし、当時の法科大学院生等の運動の成果もあり、激変緩和措置として、2010年まで改正法の施行が延期されることとなった。その期限であった2010年には、ビギナーズ・ネットや当部会も参加する市民連絡会が結成され、日弁連ともども広範な運動

を展開した結果、貸与制実施をさらに1年間延長する裁判所法改正が実現した。

この改正法は、衆議院法務委員会において、二つの付帯決議がなされていた。一つは、「個々の司法修習修了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」であり、いま一つは、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」であった。

政府は、上記決議を受けて、2011年5月から1年間にわたり、「法曹養成に関するフォーラム」を開催した。同フォーラムは、給費制を含む法曹養成全体について見直しを加える機会として、期待もされ、またその動向が注目されていた。ところが、フォーラムにおいて司法修習の意義やそれに照らした給費制の是非についての議論がされたことはなく、8月の第4回フォーラムでは、弁護士は高収入で、借金をしても返済できるという安易な議論により、給費制廃止を結論づけた。この議論は、貸与制の下で返還が始まる登録5年目以上の弁護士を対象に行ったアンケート結果に基づくものとされたが、そもそも限られたサンプルでしかないばかりか、現在の法科大学院制度のもとでの学費負担の増大や就職難の実情を見ないもので、拙速で恣意的なとりまとめであった。

3 司法修習の意義と給費制

敗戦直後(1947年)に始まった現行の統一修習は、司法権を担う法曹三者を目指す修習生が司法制度の基礎を学び、経験することで、法曹としての共通の技術と倫理を身につけることを目的とするものである。そして、このような法曹になるためのトレーニングである修習の実を十分にあげるため、司法修習生は原則としてアルバイト等の兼業が禁止され、修習に専念することが義務づけられた。

給費制は、司法権を担う法曹を養成するという司法修習制度の理念のもと、裁判官になる者に限らず、行政機関である検察官になる者か、民間である弁護士になる者かを区別することなく、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるように、修習の実効確保のための手段として、最高裁判所の予算によって給与を支給していたものである。

これに対して、貸与制は、利益を受ける司法修習生が自ら費用を負担すべきという受益者

負担論に立脚しており、司法修習制度の理念に反するものである。加えて、貸与制への移行は、経済的な理由により法曹になることを断念する者を生じさせ、「優秀で多様なバックグラウンドをもつ者を法曹界に」という司法制度改革の導入時において語られた理念にも逆行する。法科大学院の入学希望者は減少を続け、司法試験の受験者数も減少に転じた。

4 裁判所法改正の見通しと今後の抜本改革への道筋

2012年の通常国会において、民主党提出の裁判所法改正修正法案が成立する見込みである。4月20日、裁判所法改正の修正案について、民主・自民・公明の3党間で合意されたと報じられている。この修正案は、給費制を復活させるものではなく、その議論の過程において、司法修習の意義や貸与制の弊害について真剣な議論がされたこともなかった。そして、戦後60年以上も続いた給費制を廃止し、法曹資格を公益的なものから私的なものへと質的に変換するものであり、このような修正法案について、重大な危惧をもつものである。

ただし、修正法案は、政府が当初提出していた改正法案とは異なり、新たに閣議決定に基づく合議制の検討機関を設置し、修習生の経済的支援の在り方を含めて、今後1年間で法曹養成制度全般について検討を加えるものとされている。修正法案が可決・成立した暁には、この検討機関において、統一修習の意義と修習生の実情に即した議論がなされ、給費制の復活が目指されるよう、関係各機関へのはたらきかけと世論喚起を広げる必要がある。また、貸与制の下での修習がほぼ確実となる65期や66期の修習生に対する遡及的な救済措置も含めて検討されるべきことは言うまでもない。

当部会は、パンフレット「被害者はあなた～司法修習生『給与貸し出し』がやってくる！」を作成し、修習生や法科大学院生を含む市民一般にはたらきかけを行うなど、給費制の意義を訴えてきた。これからも、市民のための法律家を要請するため、給費制復活を要求し、さまざまに取り組んでいくことを表明する。

2012年7月1日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

第43回定時総会